坂出市津波避難ビルの指定に関する実施要領

１．目的

　坂出市に津波が発生または発生する恐れがある場合に、市民や旅行者等（以下「市民等」という。）の生命を守るために緊急的・一時的に避難できる施設として使用することについて施設所有者と協定等を締結し、もって市民の安全・安心を確保することを目的とする。

２．津波避難ビルの指定要件

　原則として次のいずれにも該当すること。

（１）原則、津波浸水想定区域内にあること

（２）耐震診断により耐震安全性が確保されていること。または新耐震設計基準（昭和56年6月1日以降の建築基準法における耐震基準）に準拠して建設された、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

（３）原則、3階以上の階に、一時退避が可能な共用場所（廊下、階段室等）を有し、市民等が一時退避することが可能であること

（４）一時退避場所として、無料で使用できること

（５）基本的に24時間対応が可能なこと

３．指定の方法

　津波避難ビルの指定は、市が施設所有者等に協力を依頼し、津波避難ビルとして使用するための協定を締結することをもって行う。

　さらに協定締結を迅速かつ円滑に推進するため、公募方式も取り入れる。この場合、協力届書（様式１）の提出を受け、上記要件に該当すると認めたものについて協定を締結する。

４．津波避難ビルの周知および表示

　市は、広報誌、ホームページ、防災ガイドブック等により周知を行い、施設所有者等は、市が配布する看板もしくは表示シールを、施設出入口付近等に設置する。

５．その他

　必要な事項は、別に定める。

　　　この要領は、令和６年１１月１日より施行する。